

出資等に係る不要財産の納付について

1 趣旨

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下、「法人」という。）設立時に本市が現物出資した土地の一部及び本市からの運営費交付金により建設した建物について、大阪市立住之江診療所の移転に伴い不要となることから、地方独立行政法人法第42条の2第1項の規定に基づく出資等に係る不要財産の納付の認可について、法人から申請がありました。

認可にあたり、同条第5項の規定に基づき、大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会の意見を求めます。

2 経過

法人設立時に大阪市から現物出資された財産である、もと大阪市立住吉市民病院の土地については、閉院に伴い、現在、大阪市立住之江診療所用地として活用している土地（1,138.30 m²）を除き、令和元年11月に既に大阪市へ納付されています。

残置された土地及び本市からの運営費交付金により建設した建物について、令和7年12月にもと大阪市立住吉市民病院の敷地内の別用地に整備される付属棟に移転することから、法人では、現在の大阪市立住之江診療所の土地及び建物が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった旨を決定し、市長あてに不要財産の納付の認可について申請がありました。

3 スケジュール

- | | |
|--------|------------------------------|
| 令和7年6月 | 法人から市長あてに不要財産の納付について申請書提出 |
| 7月 | 令和7年度評価委員会において審議及び意見書決定 |
| 9月 | 大阪市会に不要財産の納付認可及び定款変更にかかる議案提出 |
| 10月 | 議決後、総務省に定款変更の認可申請 |
| 11月 | 法人から市に不要財産を納付 |
| 12月 | 付属棟において、住之江診療所が診療を開始 |
| | 市長が定める額により法人が資本金を減少 |

4 不要財産の内容

①			②		③	
資産の種別等	地番又は所在	地積又は延べ面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価額 (円)	申請の日における 帳簿価額 (円)	取得に係る 出資又は 支出の額 (円)	その他 その内容
土地	大阪市住之江区東加賀屋1丁目9番3	1,138.30	204,897,068	204,897,068	296,652	現物出資
建物	診療所 大阪市住之江区東加賀屋1丁目9番3	434.90	106,988,605	82,983,353	106,988,605	支出（運営費負担金）
計			311,885,673	287,880,421	107,285,257	

(参 考)

